

福岡県公報

平成二十六年十月十日
第三千六百三十五号
増刊 ②

目次

規則(第四十九号)

○福岡県税条例施行規則の一部を改正する規則

(税務課)……………一

告示(第八百六十六号、第八百六十八号)

○農林水産業施設災害復旧事業費補助金交付規程の一部を改正する告示

(農村森林整備課)……………五三

○福岡県造林事業交付金交付規程の一部を改正する告示

(林業振興課)……………五三

○福岡県造林事業補助金交付規程の一部を改正する告示

(林業振興課)……………五八

再掲

○福岡県母子及び寡婦福祉法施行細則等の一部を改正する規則

(児童家庭課)……………六四

○福岡県公印規程の一部を改正する訓令

(行政経営企画課)……………七一

規則

福岡県税条例施行規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十六年十月十日

福岡県知事 小川 洋

福岡県規則第四十九号

福岡県税条例施行規則の一部を改正する規則

福岡県税条例施行規則(昭和三十年福岡県規則第十八号)の一部を次のように改正する。

第四十二条中「第二十条の二十三第八項」を「第二十条の二十三第七項」に、「第九項」を「第八項」に改める。

第四十六条の四を削る。

第四十六条の三第一項中「第二十条の三十五の三第一項」を「第二十条の三十五の四第一項」に改め、同条第二項中「第二十条の三十五の三第三項」を「第二十条の三十五の四第三項」に改め、同条第四項中「第二十条の三十五の三第四項」を「第二十条の三十五の四第四項」に改め、同条を第四十六条の四とする。

第四十六条の二第二項中「第二十条の三十五の二第二項」を「第二十条の三十五の三第一項」に改め、同条第二項及び第四項中「第二十条の三十五の二第三項」を「第二十条の三十五の三第三項」に改め、同条を第四十六条の三とし、同条の前に次の一条を加える。

(耐震基準不適合既存住宅の取得に対する不動産取得税の減額等の手続)

第四十六条の二 条例第二十条の三十五の二第一項の規定により不動産取得税の減額を受けようとする者は、第八十号の三様式による申告書を所長に提出しなければならない。

2 条例第二十条の三十五の二第三項において準用する条例第二十条の三十三第二項の申告書は、第八十号の二様式によらなければならない。

3 第四十五条第二項の規定は、前項の申告書による申告に対する処分について準用する。

4 条例第二十条の三十五の二第三項において準用する条例第二十条の三十五の規定により不動産取得税の還付を受けようとする者は、第八十号の三様式による申請書を所長に提出しなければならない。

第四十六条の五を次のように改める。

(再開発会社の取得に対して課する不動産取得税の納税義務の免除等の手続)

第四十六条の五 条例第二十条の三十五の五第一項の規定により不動産取得税の納税義務の免除を受けようとする者は、第八十一号の三様式による申告書を所長に提出しなければならない。

2 条例第二十条の三十五の五第二項において準用する条例第二十条の三十三第二項の申告書は、第八十号の二様式によらなければならない。

3 第四十五条第二項の規定は、前項の申告書による申告に対する処分について準用する。

4 条例第二十条の三十五の五第二項において準用する条例第二十条の三十五の四第四項の規定により不動産取得税の還付を受けようとする者は、第八十一号の三様式による申請書を所長に提出しなければならない。

第四十六条の六の見出し中「農地保有合理化法人」を「農地利用集積円滑化団体」に改め、同条第一項中「第二十条の三十五の五第一項」を「第二十条の三十五の六第一項」に改め、同条第二項及び第四項中「第二十条の三十五の五第三項」を「第二十条の三十五の六第三項」に改める。

第四十六条の七第一項中「第二十条の三十五の六第一項」を「第二十条の三十五の七第一項」に改め、同条第二項中「第二十条の三十五の六第二項」を「第二十条の三十五の七第二項」に、同条第四項中「第二十条の三十五の六第二項」を「第二十条の三十五の七第二項」に、「第二十条の三十五の三第四項」を「第二十条の三十五の四第四項」に改める。

第四十八条の二第九項中「第七十条の四第十七項」を「第七十条の四第十八項」に改め、同条第十一項中「第七十条の四第十八項」を「第七十条の四第十九項」に改め、同条第十二項中「第七十条の四第二十一項」を「第七十条の四第二十二項」に改め、同条第十四項中「第七十条の四第二十六項」を「第七十条の四第二十七項」に改め、同条第十六項中「第七十条の四第二十九項」を「第七十条の四第三十項」に、「同条第三十項」を「同条第三十一項」に改める。

様式目次中

三	納税通知書(その一の一、その一の二、その一の三、その一の四、その一の五、その二の一、その二の二、その三の一、その三の二、その三の三、その三の四、その三の五、その三の六、その三の七、その四の一、その四の二、その五、その六、その七、その八)
---	--

六条

を

三

納税通知書(その一の一、その一の二、その一の三、その一の四、その一の五、その二の一、その二の二、その三の一、その三の二、その三の三、その三の四、その三の五、その三の六、その三の七、その四の一、その四の二、その五、その六、その七、その八、その九)

六条

に、

二十三 県税減免決定通知書(その一、その二(削除)、その三、その四、その五)

八条
十五条

十五条

を

二十三 県税減免決定通知書(その一、その二、その三、その四、その五)

八条
十五条

十五条

に、

二十七 更正・決定通知書及び納額告知書(その一、その二、その三、その四、その五、その六、その七)

十八条

を

二十七 更正・決定通知書及び納額告知書(その一、その二、その三、その四、その五、その六、その七、その八、その九)

十八条

に、

八十の二 住宅の用に供する土地等の取得に対する不動産取得税の徴収猶予申請書

二十条の三十三
二十条の三十五の二

四十六
四十六

四
三十五の

四十六
四十六

八十の二	不動産取得税の徴収猶予(取消) 通知書	二十条の三十四	四十五条
八十の二三	不動産取得税徴収猶予通知書	二十条の三十四	四十五条
二十条の三十五の五	四十六条の七	二十条の三十五の二	四十六条の二
二十条の三十五の三	四十六条の三	二十条の三十五の四	四十六条の四
二十条の三十五の五	四十六条の六	二十条の三十五の六	四十六条の七
二十条の三十五の七	四十六条の八	二十条の三十五の八	四十六条の九
二十条の三十五の九	四十六条の十	二十条の三十五の十	四十六条の十一
二十条の三十五の十一	四十六条の十二	を	
八十一	不動産取得税の減額申告書(被収用不動産等関係)	二十条の三十五の二	四十六条の二
八十一の二	不動産取得税の納税義務免除申告書(譲渡担保関係)	二十条の三十五の三	四十六条の三
八十一の三	不動産取得税の納税義務免除申告書(再開発会社関係)	二十条の三十五の四	四十六条の四
八十一の四	(削除)	二十条の三十五の五	四十六条の五
八十一の五	不動産取得税の納税義務免除申告書(農地保有合理化促進事業関係)	二十条の三十五の五	四十六条の六
八十一の六	不動産取得税の納税義務免除申告書(土地改良区の換地取得関係)	二十条の三十五の六	四十六条の七
L			

八十の 二 住宅の用に供する土地等の取得に対する不動産取得税の徴収猶予申請書	八十の 二 不動産取得税の徴収猶予（取消）通知書	二十条の 三十三 二十条の 三十五の 二 二十条の 三十五の 三 二十条の 三十五の 四 二十条の 三十五の 五 二十条の 三十五の 六 二十条の 三十五の 七 付則八条 の四	二十条の 三十四 二十条の 三十五の 二 二十条の 三十五の 三 二十条の 三十五の 四 二十条の 三十五の 五 二十条の 三十五の 六 二十条の 三十五の 七 付則八条 の十	四十五条 四十六条 の二	四十五条 四十六条 の二
八十の 二の三 不動産取得税徴収猶予通知書	八十の 三 不動産取得税の減額申告書（耐震基準不適合既存住宅関係）	二十条の 三十五の 七 付則八条 の四	二十条の 三十五の 二	四十六条の 七 四十六条の 十	四十六条 の二
八十一 の二 不動産取得税の納税義務免除申告書（譲渡担保関係）	八十一 不動産取得税の減額申告書（被収用不動産等関係）	二十条の 三十五の 四	二十条の 三十五の 三	四十六条 の四	四十六条 の三

める。

第三号様式その八を次のように改める。

八十一 の三	不動産取得税の 還付申請書 (再開発 会社関係)	二十条の 三十五の 五	四十六 条の五
八十一 の四	(削除)		
八十一 の五	不動産取得税の 還付申請書 (農地利 用集積円滑化団体関係)	二十条の 三十五の 六	四十六 条の六
八十一 の六	不動産取得税の 還付申請書 (土地改 良区の換地取得関係)	二十条の 三十五の 七	四十六 条の七

に改

第3号様式その8(第6条関係)

県たばこ税納税通知書		
住所又は所在地		
氏名又は名称		様
	年 度	
課 税 標 準 数 量	旧3級品の紙巻たばこを除く製造たばこの数量 ①	本
	旧3級品の紙巻たばこの数量 ②	本
税 額	旧3級品の紙巻たばこを除く製造たばこの税額 ③ $\{① \times (\quad / 1,000) \}$	円
	旧3級品の紙巻たばこの税額 ④ $\{② \times (\quad / 1,000) \}$	円
	合 計(③+④)	円
備 考		

上記のとおり納付してください。

年 月 日

福岡県 県税事務所長 印

納付場所 福岡県指定金融機関、福岡県収納代理金融機関、九州内の郵便局(沖縄県を除く)、福岡県の各県税事務所

法的根拠 地方税法第 条、福岡県税条例第 条

不服申立て

- 1 この税の賦課について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条の規定により、福岡県知事に対して審査請求をすることができます。
 なお、審査請求をする場合、審査請求書は、正副2通を提出しなければなりません。なるべく所轄県税事務所長を経由して提出することとしてください。
- 2 この処分取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。審査請求の裁決を経た後は、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に福岡県を被告として(代表者は福岡県知事となります。)この処分取消しの訴えを提起することができます。ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当する場合には、審査請求に対する裁決を経ないで、この処分取消しの訴えを提起することができます。
 - (1) 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

延 滞 金

そ の 他 ご不明の点のあるときは、所轄の県税事務所に問い合わせてください。

備考 「延滞金」の下部に、当該年における延滞金の計算方法等を記載すること。

第三号様式その八の次に次の一様式を加える。

第3号様式その9(第6条関係)

納 税 通 知 書

住所又は所在地

氏名又は名称

様

年度	行為年月	年 月	軽油引取税
課税標準量(額)	税 率		税 額
L			円
納 期 限	年 月 日		
備 考			

上記のとおり納付してください。

年 月 日

福岡県

県税事務所長

印



納付場所	福岡県指定金融機関、福岡県収納代理金融機関、福岡県内の郵便局、福岡県各県税事務所
法的根拠	地方税法第 条、福岡県税条例第 条
不服申立て	<p>1 この税の賦課について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条の規定により、福岡県知事に対して審査請求をすることができます。なお、審査請求をする場合、審査請求書は、正副2通を提出しなければなりません。なるべく所轄県税事務所長を経由して提出することとしてください。</p> <p>2 この処分取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。審査請求の裁決を経た後は、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に福岡県を被告として(代表者は福岡県知事となります。)この処分取消しの訴えを提起することができます。ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当する場合には、審査請求に対する裁決を経ないで、この処分取消しの訴えを提起することができます。</p> <p>(1) 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。</p> <p>(2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。</p> <p>(3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。</p>
延 滞 金	
そ の 他	ご不明の点のあるときは、所轄の県税事務所に問い合わせてください。

備考「延滞金」の欄には、当該年における延滞金の計算方法等を記載すること。

第十七号様式を次のように改める。

第17号様式(第13条関係)

(第1紙)

1

領 収 証 書

領 収 者	福岡県	東税事務 所出納員
年 度		分
税 目		税
納 期 限	年 月 日	第 号

(住所・氏名)
福岡県北九州市
(登録番号 筑久留米)
様

税 額	百 十 万 千 百 十 円
延 滞 金	
加 算 金	
加 算 金	
滞 納 処 分 費	
合 計 額	

上記のとおり領収しました。

納付(入)場所については第2紙の裏面を御覧ください。

(裏面をよくお読みください。) (納税者交付用)

(第2紙)

2

納 付 (入) 書

納 付 者	福岡県	東税事務 所出納員
年 度		分
税 目		税
納 期 限	年 月 日	第 号

(住所・氏名)
福岡県北九州市
(登録番号 筑久留米)
様

税 額	百 十 万 千 百 十 円
延 滞 金	
加 算 金	
加 算 金	
滞 納 処 分 費	
合 計 額	

上記のとおり納付(入)します。

納付(入)場所を記載すること。

(金融機関保管用)

(第3紙)

3

領 収 済 通 知 書

領 収 済 者	福岡県	東税事務 所出納員
年 度		分
税 目		税
納 期 限	年 月 日	第 号

(住所・氏名)
福岡県北九州市
(登録番号 筑久留米)
様

税 額	百 十 万 千 百 十 円
延 滞 金	
加 算 金	
加 算 金	
滞 納 処 分 費	
合 計 額	

上記のとおり領収しましたから通知します。

取引店
福岡銀行
支店
取りまとめ店
ゆうちょ銀行
福岡貯金事務センター
(郵便番号812-8794)

(県税事務所送付用)

備考 裏面に、当該年における延滞金の計算方法及び納付(入)場所を記載すること。

第二十三号様式その一及びその二を次のように改める。

第23号様式その1(第15条関係)

第 号
年 月 日

県 税 減 免 決 定 通 知 書

申請 年 月 日	申 請 者 (納税義務者)	所 在 地	様
		氏 名 (電話 — —)	

福岡県 県税事務所長 印

さきに申請のあった 税が下記のとおり減免されましたので、お知らせします。

納税通知書番号	年度	減免前の税額	※ 減免される額	※ 減免後の税額	※ 減免後の税額の期別内訳	
		円	円	円	期	円
					期	円

摘要

不服申立てについて

- 1 この処分に不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条の規定により、福岡県知事に対して審査請求をすることができます。
 なお、審査請求をする場合、審査請求書は、正副2通を提出しなければなりません。なるべく所轄県税事務所長を経由して提出することとしてください。
- 2 この処分の取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。審査請求の裁決を経た後は、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に福岡県を被告として(代表者は福岡県知事となります。)この処分の取消しの訴えを提起することができます。
 ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当する場合には、審査請求に対する裁決を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。
 (1) 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。
 (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

第 23 号様式その 2 (第 15 条関係)

第 号
年 月 日

様

福岡県 県税事務所長

商品中古自動車に係る自動車税減免申請について

年 月 日付けの商品中古自動車に係る自動車税の減免申請については、下記の理由により減免の取扱いを行わないことになりましたので、お知らせします。

記

不服申立てについて

- 1 この税の賦課に不服があるときは、この書面を受け取った日の翌日から起算して 60 日以内に、行政不服審査法第 4 条の規定により、福岡県知事に対して審査請求をすることができます。
なお、審査請求をする場合、審査請求書は、正副 2 通を提出しなければなりません。なるべく所轄県税事務所長を経由して提出することとしてください。
- 2 この処分取消しの訴えは、上記 1 の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。審査請求の裁決を経た後は、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に福岡県を被告として（代表者は福岡県知事となります。）この処分取消しの訴えを提起することができます。
ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当する場合には、審査請求に対する裁決を経ないで、この処分取消しの訴えを提起することができます。
 - (1) 審査請求があった日から 3 か月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

第二十五号様式その二を次のように改める。

第25号様式その2(第17条関係)

受付印



登録番号

更 正 請 求 書

特別徴収義務者

年 月 日

福岡県 県税事務所長殿

住 所

又は所在地

氏 名

又は名称



地方税法第20条の9の3第1項、第2項の規定により、下記のとおり請求します。

更正請求の期間	年 月分から	申告書の提出年月日			更正または決定の通知を受けた日
			・	・	
	年 月分まで		・	・	・
			・	・	

月別	区分	更正前の額		更正後の額		差 引 額	
		課税標準	税 額	課税標準	税 額	課税標準	税 額
合 計							

請求の理由	
-------	--

第二十七号様式その三を次のように改める。

第27号様式その3 (第18条関係)

県たばこ税の更正 (決定) 及び加算金決定 通知書 納額告知書

住所 (所在地)

氏名 (名称)

地方税法第 条第 項の規定により
下記のとおり更正 (決定) したので通知します。

年 月 日

福岡県 県税事務所長

印

事業者コード	
指定納期限	

行為年月	区分	本 税		加 算 金			摘要
		課税標準量	税 額	区 分	基本税額	率%	
年	確定額			過少申告	通常		②
				加算金	加算		③
	既確定額			不申告	通常		④
				加算金	加算		⑤
月分	差引額		①	重加算金			⑥
				納付すべき額	(①+②+③+④+⑤+⑥)		
年	確定額			過少申告	通常		②
				加算金	加算		③
	既確定額			不申告	通常		④
				加算金	加算		⑤
月分	差引額		①	重加算金			⑥
				納付すべき額	(①+②+③+④+⑤+⑥)		
年	確定額			過少申告	通常		②
				加算金	加算		③
	既確定額			不申告	通常		④
				加算金	加算		⑤
月分	差引額		①	重加算金			⑥
				納付すべき額	(①+②+③+④+⑤+⑥)		
合計	確定額			過少申告	通常		②
				加算金	加算		③
	既確定額			不申告	通常		④
				加算金	加算		⑤
月分	差引額		①	重加算金			⑥
				納付すべき額	(①+②+③+④+⑤+⑥)		

この通知書による不足税額等に延滞金を合計した金額を、同封の納付書によって指定納期限までに福岡県指定金融機関、福岡県収納代理金融機関、福岡県内の郵便局、福岡県内の県税事務所に納入 (付) してください。

【不服申立てについて】

- この処分不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条の規定により、福岡県知事に対し審査請求をすることができます。なお、審査請求をする場合、審査請求書は、正副2通を提出しなければなりません。なお、なるべく所轄県税事務所長を経由して提出することとさせていただきます。
- この処分の取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する裁判を経た後でなければ提起することができません。審査請求の裁判を経た後は、その裁判の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に福岡県を被告として (代表者は福岡県知事となります。) この処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当する場合には、審査請求に対する裁判を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。
 - 審査請求があった日から3か月を経過しても裁判がないとき。
 - 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - その他裁判を経ないことにつき正当な理由があるとき。

【延滞金について】

備考 【延滞金について】の下部に、当該年における延滞金の計算方法を記載すること。

第二十七号様式その七の次に次の二様式を加える。

第27号様式その8（第18条関係）

軽油引取税の更正（決定）及び加算金決定 通 知 書
納額告知書

住所（所在地）

氏名（名称）

様

地方税法第 条第 項の規定により
下記のとおり更正（決定）したので通知します。

年 月 日

福岡県 県税事務所長 印

事業者コード	
指定納期限	

行為年月	区分	本 税 額		加 算 金			
		課税標準量	税 額	区 分	基本税額	率%	金 額
年	確定額			過少申告 加算金	通常 加算		②
	既確定額			不申告 加算金	通常 加算		④
	差引額		①	重加算金			⑥
				納付すべき額 (①+②+③+④+⑤+⑥)			
月分	確定額			過少申告 加算金	通常 加算		②
	既確定額			不申告 加算金	通常 加算		④
	差引額		①	重加算金			⑥
				納付すべき額 (①+②+③+④+⑤+⑥)			
年	確定額			過少申告 加算金	通常 加算		②
	既確定額			不申告 加算金	通常 加算		④
	差引額		①	重加算金			⑥
				納付すべき額 (①+②+③+④+⑤+⑥)			
月分	確定額			過少申告 加算金	通常 加算		②
	既確定額			不申告 加算金	通常 加算		④
	差引額		①	重加算金			⑥
				納付すべき額 (①+②+③+④+⑤+⑥)			
合 計	確定額			過少申告 加算金	通常 加算		②
	既確定額			不申告 加算金	通常 加算		④
	差引額		①	重加算金			⑥
				納付すべき額 (①+②+③+④+⑤+⑥)			

この通知書による不足税額等に延滞金を合計した金額を、同封の納入（付）書によって指定納期限までに福岡県指定金融機関、福岡県収納代理金融機関、福岡県内の郵便局、福岡県内の県税事務所に納入（付）してください。

【不服申立てについて】

- この処分不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条の規定により、福岡県知事に対し審査請求をすることができます。なお、審査請求をする場合、審査請求書は、正副2通を提出しなければなりません。なるべく所轄県税事務所長を経由して提出することとしてください。
- この処分の取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができません。審査請求の判決を経た後は、その判決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に福岡県を被告として（代表者は福岡県知事となります。）この処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当する場合には、審査請求に対する判決を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。
 - 審査請求があった日から3か月を経過しても判決がないとき。
 - 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

【延滞金について】

備考 【延滞金について】の下部に、当該年における延滞金の計算方法を記載すること。

第27号様式その9（第18条関係）

ゴルフ場利用税の更正（決定）及び加算金 決定通知書
納額告知書

住所（所在地）

氏名（名称）

地方税法第 条第 項の規定により
下記のとおり更正（決定）したので通知します。

年 月 日
福岡県 県税事務所長 印

登録番号	
施設名	
指定納期限	

行為年月	区分	本 税		加 算 金				摘要
		利用人員	税 額	区 分	基本税額	率%	金 額	
年	確定額			過少申告 加算金	通常 加算			②
	既確定額			不申告 加算金	通常 加算			④
	差引額		①	重加算金				⑥
					納付すべき額 (①+②+③+④+⑤+⑥)			
月分	確定額			過少申告 加算金	通常 加算			②
	既確定額			不申告 加算金	通常 加算			④
	差引額		①	重加算金				⑥
					納付すべき額 (①+②+③+④+⑤+⑥)			
年	確定額			過少申告 加算金	通常 加算			②
	既確定額			不申告 加算金	通常 加算			④
	差引額		①	重加算金				⑥
					納付すべき額 (①+②+③+④+⑤+⑥)			
月分	確定額			過少申告 加算金	通常 加算			②
	既確定額			不申告 加算金	通常 加算			④
	差引額		①	重加算金				⑥
					納付すべき額 (①+②+③+④+⑤+⑥)			
合計	確定額			過少申告 加算金	通常 加算			②
	既確定額			不申告 加算金	通常 加算			④
	差引額		①	重加算金				⑥
					納付すべき額 (①+②+③+④+⑤+⑥)			

この通知書による不足税額等に延滞金を合計した金額を、同封の納付書によって指定納期限までに福岡県指定金融機関、福岡県収納代理金融機関、福岡県内の郵便局、福岡県内の県税事務所に納入（付）してください。

【不服申立てについて】

- この処分に不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条の規定により、福岡県知事に対し審査請求をすることができます。なお、審査請求をする場合、審査請求書は、正副2通を提出しなければなりません。なるべく所轄県税事務所長を経由して提出することとしてください。
- この処分の取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができません。審査請求の判決を経た後は、その判決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に福岡県を被告として（代表者は福岡県知事となります。）この処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当する場合には、審査請求に対する判決を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。
 - 審査請求があった日から3か月を経過しても判決がないとき。
 - 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

【延滞金について】

備考 【延滞金について】の下部に、当該年における延滞金の計算方法等を記載すること。

第三十四号様式その一を次のように改める。

第34号様式その1

(第1紙)



重要 必ず開封し、内容をご覧ください。

親展

様

福岡県 県税事務所

電話

矢印部分よりゆくりはがしてご覧ください。裏面の開封方法もご覧ください。雨等により濡れている場合は、十分に乾かしてからはがしてください。

順序

順序

備考 裏面に、県税の納付場所について、不服申立てに係る告示及び当該年における延滞金の計算方法等について記載すること。

(第2紙)

Table with columns: 課税年度, 調定事由, 自動車登録番号, 税額(円), 延滞金(円), 納期, 限日

年 月 日 福岡県

県税事務所長

〔納付される場合はこちら切り離してご使用下さい。〕

福岡県税 納入済通知書

様

Table with columns: 加入者, 口座, 登録番号, 延滞年月, 額, 円, 納期限, 年, 月, 日

上記金額を受領したので通知します。 取りまとめ店 福岡貯金事務センター 支店 千 812-8794

金融機関・コンビニ領収日付印

(第3紙)

自動車税 督促状 様

本車は、月 日現在で作成しておりますが、金融機関によっては納税の確認に一定の期間を要します。既に納められている場合は行き違いですので、ご了承ください。

* この区分に不服のある場合は裏面をご覧ください。 ・なお、地方税法の規定により税額に延滞金を加算して納めてください。

納付書(店舗控)

Table with columns: 口座, 加入者, 税目

領収証書

Table with columns: 口座, 加入者, 税目

Table with columns: 登録番号, 年, 月, 分, 額, 円, 延滞金, 納期限, 年, 月, 日

上記のとおり領収しました。 領収日付印

金融機関・コンビニ領収日付印 (金融機関保管用)

Table with columns: 課税年度, 年, 調定事由, 登録番号, 額, 円, 延滞金, 納期限, 年, 月, 日

上記のとおり領収しました。 (納付者交付用) 領収日付印

第三十四号様式その三を次のように改める。

第34号様式その3(第22条関係)

様

福岡県

県税事務所長

督 促 状

年 月 日

年 度		調 定 事 由		法 人 番 号	
実 績 年 月		本 書 作 成 日		年 月 日	
法人 県民 税	法 人 税 割 額	01	円		
	均 等 割 額	02	円		
	延 滞 金	03	円		
	計	04	円		
法人 事業 税・ 地方 法人 特別 税	所 得 割 額	05	円		
	付 加 価 値 割 額	06	円		
	資 本 割 額	07	円		
	収 入 割 額	08	円		
	地 方 法 人 特 別 税 額	09	円		
	計 (0 5 ~ 0 9)	10	円		
	延 滞 金	11	円		
	過 少 申 告 加 算 金	12	円		
	不 申 告 加 算 金	13	円		
	重 加 算 金	14	円		
	計 (1 0 ~ 1 4)	15	円		
	合 計	16	円		
納期限		年 月 日			

地方税法第66条及び第72条の66により督促しますので、上記の金額を同封の納付書で納付してください。

1 滞納処分

この督促状を発した日から起算して10日を経過した日までに完納されないときは、財産差押えの処分を受けることとなります。

2 不服申立て

(1) この処分に不服があるときは、この書面を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条の規定により、福岡県知事に対して審査請求することができます。

なお、審査請求をする場合、審査請求書は、正副2通を提出しなければなりません。なるべく所轄県税事務所長を経由して提出することとしてください。

(2) この処分の取消しの訴えは、上記2(1)の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。審査請求の裁決を経た後は、その裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に福岡県を被告として(代表者は福岡県知事となります。)この処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次の①から③までのいずれかに該当する場合には、審査請求に対する裁決を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。

- ① 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。
- ② 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- ③ その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

3 その他

上記の金額は作成日現在の滞納額です。

この税金についてご不明な点があるときは県税事務所にお問い合わせください。

既に納められている場合は、行き違いですのであしからずご了承ください。

第七十三号の六様式を次のように改める。

第73号の6様式(第39条の5の2関係)

医療法人等の所得金額計算書		事業 年度	・ ・ から まで	法人名		
（提 出 用）	総 所 得 金 額 等				①	円
	土 地 等 の 譲 渡 所 得				②	
	総 所 得 金 額 (①-②)				③	
	医療業とその他の事業とを併せて行 っている場合の所得区分	医療業の所得金額 (③× $\frac{⑦}{⑦+⑧}$)			④	
		その他の事業の所得金額 (③-④)			⑤	
	所得金額の計算の基礎とする収入金額	社会保険医療分の収入金額(⑦)の金額			⑥	
		医療業の総収入金額(⑦)の金額			⑦	
		その他の事業収入金額(⑤)の金額			⑧	
	社 会 保 険 医 療 分 の 所 得 金 額 (③× $\frac{⑥}{⑦}$ 又は ④× $\frac{⑥}{⑦}$)				⑨	
	当 期 分 課 税 所 得 金 額 (①-⑨)				⑩	
	繰 越 欠 損 金 又 は 災 害 損 失 金 の 当 期 控 除 額				⑪	
	課 税 標 準 と な る 所 得 金 額 (⑩-⑪)				⑫	
社 会 保 険 医 療 分 の 収 入 金 額	健 康 保 険 法	円	労働者災害補償保険法収入	⑬	円	
	国 民 健 康 保 険 法		自 費 診 療 収 入	⑭		
	高齢者の医療の確保に関する法律		自動車損害賠償責任保険等の収入	⑮		
	船 員 保 険 法		健康診断・予防注射等受 託 医 療 収 入	⑯		
	国家公務員共済組合法		⑬⑭⑮及び⑯以外の医療収入	⑰		
	防衛省の職員の給与等に関する法律		患者・付添人等食事代収入	⑱		
	地方公務員等共済組合法		健康診断等証明収入	⑲		
	私立学校教職員共済法		入院料・ベット代等差額収入	⑳		
	戦傷病者特別援護法		生 産 品 等 販 売 収 入	㉑		
	母 子 保 健 法		受 託 技 工 ・ 検 査 料 等 収 入	㉒		
	児 童 福 祉 法		嘱 託 収 入	㉓		
	原子爆弾被爆者に対する援護に 関 する 法 律		利 子 等 及 び 配 当 等 収 入	㉔		
	生 活 保 護 法		電 話 ・ 電 気 ・ ガ ス ・ 寝 具 等 使 用 料 収 入	㉕		
	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進 並びに永住帰国した中国残留邦人等及び 特定配偶者の自立の支援に関する法律		不 用 品 売 却 収 入	㉖		
	精神保健及び精神障害者福祉に 関 する 法 律		取 得 価 格 を 超 え る 償 却 資 産 売 却 収 入	㉗		
	麻 薬 及 び 向 精 神 薬 取 締 法		そ の 他 医 療 業 の 付 随 収 入	㉘		
	感染症の予防及び感染症の患者に 対 する 医 療 に 関 する 法 律		付 帯 事 業 収 入	㉙		
	心神喪失等の状態で重大な他害行為を 行 っ た 者 の 医 療 及 び 観 察 等 に 関 する 法 律		介 護 保 険 法	㉚		
	介 護 保 険 法					
	障害者の日常生活及び社会生活を 総 合 的 に 支 援 す る た め の 法 律					
難病の患者に対する医療等に 関 する 法 律						
査 定 損 益 額		計	①			
		医療業の総収入金額 (⑦+①)	⑦			
		そ の 収 入 金 額				
		其 他 の 事 業				
計	⑦	計	⑤			

〔記載要領〕

- 1 この計算書は、地方税法(以下「法」という。)第72条の23第1項ただし書の適用を受ける医療法人等が、法人の事業税の確定申告書又は修正申告書を提出する場合に貸借対照表、損益計算書、収入金額明細書、法人税法施行規則別表4(写)に添えて提出してください。

ただし、次に該当する医療法人等は、この計算書を提出する必要はありません。

 - (1) 主たる事務所等が他の都道府県にある場合
 - (2) 法人税の申告において、租税特別措置法第67条(社会保険診療報酬の所得計算の特例)第1項の規定の適用を受ける場合
なお、この場合には、地方税法施行規則(以下「法規則」という。)第6号様式別表5「所得金額に関する計算書」の備考欄にその旨を記載するとともに、法人税の明細書別表十(七)の写しを提出してください。
 - (3) 社会保険診療分の所得とその他の所得を区分して計算している場合
なお、この場合には、その区分経理による所得金額についての明細書を提出してください。
- 2 ①の金額欄には、法規則第6号様式別表5「所得金額に関する計算書」の再仮計⑩の額を記載してください。
- 3 ②の金額欄には、土地(建物又は構築物の所有を目的とする地上権及び賃借権を含む。)、建物等、法人税法第2条第23号に掲げる減価償却資産及び有価証券(以下「土地等」という。)の譲渡所得を記載してください。(ただし、医療業に係る土地等(例えば病院の土地、建物等や往診等で使用していた自動車等)の譲渡所得については②欄に記載せず、「その他の収入金額」欄に譲渡益若しくは売却益を記載してください。)

総所得金額等の計算上、益金又は損金として計算した土地等の譲渡益、売却益、譲渡損又は売却損の合計額(以下「土地等の譲渡益等」という。)がある場合は、土地等の譲渡に直接要した経費を控除した後の譲渡所得を記載してください。

また、土地等の譲渡益等には、法人税法第50条(交換により取得した資産の圧縮額の損金算入)又は租税特別措置法第3章第6節(資産の譲渡の場合の課税の特例)の各規定により損金に算入した部分の金額は、土地等の譲渡益等の計算をする上においてこれを控除します。つまり土地等の譲渡益等とは、圧縮後の金額をいいます。

なお、土地等の譲渡益等に係る経費は、次のものをいい固定資産税等土地等の維持管理に要した費用は含まれません。

 - (1) 土地等を譲渡するために直接要した仲介手数料、測量費、登記費用等
 - (2) 土地等を譲渡するために、その上にある家屋を取り壊す等の目的で借家人に支払った立退料
 - (3) 土地等を譲渡するためにその土地の上にある家屋、構築物等を取り壊した場合の除却費及び除却損
- 4 ⑪の金額には、法規則第6号様式別表9～11の添付を要する法人に限り、課税所得金額の前9年以内の繰越欠損金又は災害損失金の当期控除額を記載してください。
- 5 社会保険診療分の収入金額欄には、法第72条の23第2項に列挙された健康保険法等の規定に基づく医療等の給付について収入すべき次の金額を法律ごとに記載してください。

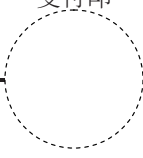

- (1) 保険者から支払を受けるべき金額
 - (2) 被保険者が負担する一部負担金等(入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、訪問看護療養費、家族療養費又は家族訪問看護療養費に相当する金額。)
- 6 ⑮の金額欄には、学校又は事務所等との契約に基づく健康診断、予防接種等の給付による収入すべき金額を記載してください。
- 7 ⑯の金額欄には、患者又は付添人等から収入すべき金額のうち、法第72条の23第2項に列挙された健康保険法等の規定に基づく医療等の給付に係るもの以外のものを記載してください。
- 8 ⑰の金額欄には、作業療法等を通じて生産した農作物等の生産品を販売すること、又は物品等の加工若しくは修理を請け負うことにより収入すべき金額を記載してください。
- 9 ⑱の金額欄には、受託医療収入以外で学校又は事業所等の嘱託医であることにより収入すべき金額を記載してください。
- 10 ㉑の金額欄には、所得税法第174条(内国法人に係る所得税の課税標準)第1号に規定する利子等又は第2号に規定する配当等の額(所得税額控除前の金額)を記載してください。この場合、法人税法第23条(受取配当等の益金不算入)の規定により益金に算入されない金額は含めません。
- 11 ㉒の金額欄には、償却資産の売却収入のうち取得価格を超える金額を記載してください。
- 12 ㉓の欄の「付帯事業収入」とは、医療業に比して社会通念上独立した事業部門と認められない軽微なもので医療業の付帯事業として発生する収入金額をいいます。
- 13 「その他の事業の収入金額」の欄には、純売上高を記載してください。
- 14 医療業の総収入金額に含めないもの
- (1) 各種引当金及び準備金の益金算入額
 - (2) 医療業に関係ない土地等の譲渡所得に係る収入金額(「土地等の譲渡所得」の欄②で区分計算を行うため)
 - (3) 従業員の社宅、寮等に係る使用料収入及び食事代収入
 - (4) 収入金額に計上した国税又は地方税の還付金又は充当金(還付加算金額を除く。)
 - (5) 償却資産を売却した場合の取得価格に相当する金額又は保険契約に係る解約返戻金若しくは満期返戻金のうち配当金を除く部分の金額
 - (6) 購入したな卸資産に係る仕入割戻し額として収入に計上した金額

第七十六号様式中「第20条の23第8項（第9項）」や「第20条の23第7項（第8項）」に改める。

第七十七号の三様式中「第20条の23第8項」を削る。

第八十号の二様式から第八十号の二の三様式までを次のように改める。

第80号の2様式（第45条、第46条の2、第46条の3、第46条の4、第46条の5、第46条の6、第46条の7、第46条の10関係）

受付印 年.....月.....日 福岡県県税事務所長殿	住 所	課 税 番 号	課税年度
	フリガナ	印 	
	氏 名 (名 称)	電話 — —	

住宅の用に供する土地等の取得に対する不動産取得税の徴収猶予申請書

福岡県税条例第20条の33

第20条の35の2
 第20条の35の3
 第20条の35の4
 第20条の35の5
 第20条の35の6
 第20条の35の7
 付則第8条の4第2項

()

住宅の用に供する土地

耐震基準不適合既存住宅
 被収用不動産の代替不動産
 譲渡担保財産
 再開発会社
 農地利用集積団滑化団体等の農地
 土地改良区の換地
 心身障害者を多数雇用する事業所の施設

の規定により、

()

の取得に対する不動産取得税の徴収猶予申請書を提出します。

取得（代替） 不動産の	所在地			
	地 目		構 造	
	用 途		取得年月日	年 月 日
住宅を取得する 耐震改修する 収用される 譲渡する 農地として使用する 事業の用に供する	予定年月日	年 月 日	徴収猶予金額	円
	(期 間)	年 月 日から 年 月 日まで	計算式	
調査年月日	年 月 日	調査年月日 調 査 員	年 月 日	印 

第80号の2の2様式（第45条、第46条の2、第46条の3、第46条の4、第46条の5、第46条の6、第46条の7、第46条の10関係）

住 宅 の 用 に 供 す る 土 地
 耐 震 基 準 不 適 合 既 存 住 宅
 被 収 用 不 動 産 の 代 替 不 動 産
 譲 渡 担 保 財 産
 再 開 発 会 社
 農 地 利 用 集 積 円 滑 化 団 体 等 の 農 地
 土 地 改 良 区 の 換 地
 心 身 障 害 者 を 多 数 雇 用 す る 事 業 所 の 施 設
 ()

の取得に対する不動産取得
 税の徴収猶予(取消)通知書

納 税 者	住 所		課 税 番 号	
	氏 名		課 税 年 度	
取 得 不 動 産	所 在 地		徴 収 猶 予 通 知 年 月 日	年 月 日
	種 類 、 構 造 、 用 途 取 得 年 月 日	年 月 日	税 額	円
			徴 収 猶 予 額	円
			納 付 す べ き 額	円
			徴 収 猶 予 取 消 額	円
住宅を取得する 耐震改修する 収用される 譲渡する 農地として使用 する 事業の用に供す る	予 定 日 年 月 日 期 間 (年 月 日から 年 月 日まで)		徴 収 猶 予 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
年 月 日				
様 福岡県 県税事務所長				
<p>年 月 日申請のあった(付で許可していた)徴収猶予について、許可した(許可できない・取り消した)ので、通知します。</p> <p>なお、福岡県税条例第20条の34に規定する取消理由が生じた場合は、許可を取り消すことがあります。そのときは、速やかに納付してください。</p> <p>【不服申立てについて】</p> <p>1 この処分に不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条の規定により、福岡県知事に対して審査請求することができます。</p> <p>なお、審査請求をする場合、審査請求書は、正副2通を提出しなければなりません。なるべく所轄県税事務所長を経由して提出することとしてください。</p> <p>2 この処分の取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。審査請求の裁決を経た後は、その裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に福岡県を被告として(代表者は福岡県知事となります。)この処分の取消しの訴えを提起することができます。</p> <p>ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当する場合には、審査請求に対する裁決を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。</p> <p>(1) 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。</p> <p>(2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。</p> <p>(3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。</p>				
不許可(取消)理由 該 当 条 項				

第80号の2の3様式(第45条、第46条の2、第46条の3、第46条の4、第46条の5、第46条の6、第46条の7、第46条の10、第48条の2関係)

不動産取得税徴収猶予 通知書

年 月 日



さきに賦課決定しました 年度不動産取得税(課税番号第 号)について、下記のとおり徴収猶予の を行いましたので通知します。

物 件 所 在 地				取得年月日	
種 類 ・ 構 造 ・ 用 途				年 月 日	
種 類	区 分				
土 地	徴収猶予適用前税額				
	徴収猶予	適 用 額 1 (No.) (期間)	年 月 日から 年 月 日まで	年 月 日から 年 月 日まで	
		適 用 額 2 (No.) (期間)	年 月 日から 年 月 日まで	年 月 日から 年 月 日まで	
	適用後納付すべき税額				
家 屋 (住宅)	徴収猶予適用前税額				
	徴収猶予	適 用 額 1 (No.) (期間)	年 月 日から 年 月 日まで	年 月 日から 年 月 日まで	
		適 用 額 2 (No.) (期間)	年 月 日から 年 月 日まで	年 月 日から 年 月 日まで	
	適用後納付すべき税額				
家 屋 (住宅以外)	徴収猶予適用前税額				
	徴収猶予	適 用 額 1 (No.) (期間)	年 月 日から 年 月 日まで	年 月 日から 年 月 日まで	
		適 用 額 2 (No.) (期間)	年 月 日から 年 月 日まで	年 月 日から 年 月 日まで	
	適用後納付すべき税額				
合計納付すべき税額					

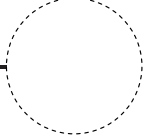


徴収猶予適用額合計 円

【不服申立てについて】

- この処分について不服があるときは、この書面を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条の規定により、福岡県知事に対して審査請求することができます。なお、審査請求をする場合、審査請求書は正副2通を提出しなければなりません。なるべく所轄県税事務所を経由して提出することとしてください。
- この処分の取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。審査請求の裁決を経た後は、その裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に福岡県を被告として(代表者は福岡県知事となります。)この処分の取消しの訴えを提起することができます。
ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当する場合には、審査請求に対する裁決を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。
 - 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。
 - 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

第八十号の二の三様式の次に次の一様式を加える。

第80号の3様式(第46条の2関係)

受付印 年.....月.....日 福岡県県税事務所長殿		課 税 番 号		課税年度	
		住 所			
フリガナ		印			
氏 名 (名 称)					
電話		— —			
耐震基準不適合既存住宅の取得に対する不動産取得税の 減額申告書 還付申請書 福岡県税条例第20条の35の2の規定により、不動産取得税の 減額申告書 を提出します。 還付申請書					
取得した既存住宅	住宅の所在地				
	種類・構造		床面積	m ²	
	取得年月日	年 月 日	新築年月日	年 月 日	
	課税標準額	円			
	納付した税額	円	納付年月日	年 月 日	
耐震基準不適合既存住宅の減額申請	総務省令で定める耐震基準に適合する証明を受けた日	年 月 日	居住の用に供した日	年 月 日	
	新築された時において施行されていた福岡県税条例第20条の30第1項の規定により控除することとされていた額		減額又は還付を受けるべき額		
	新築時期		控除するものとされていた額 (A)	(A) × /100	
	昭和29年7月1日から昭和38年12月31日まで		100万円	= 円	
	昭和39年1月1日から昭和47年12月31日まで		150万円		
	昭和48年1月1日から昭和50年12月31日まで		230万円		
昭和51年1月1日から昭和56年6月30日まで		350万円			
昭和56年7月1日から昭和56年12月31日まで		420万円			
事務処理事項					
登記	年 月 日	確認年月日	平成 年 月 日	印	
	受付番号 第 号	確認者			

注 この申請書に、次に掲げる書類を添付し、当該耐震基準不適合既存住宅を取得した日から6月以内に提出してください。

- (1) 不動産取得税申告書
- (2) 家屋の登記事項証明書(原本)
- (3) 取得した住宅に居住していることの証明書(住宅の所在地に住民登録がある場合は不要)
- (4) 耐震基準適合証明書等

第八十一号様式中「第46条の2」を「第46条の3」に、 「第20条の35の2」を「第20条の35の3」に改める。

第八十一号の二様式中「第46条の3」を「第46条の4」に、 「第20条の35の3」を「第20条の35の4」に改める。

第八十一号の三様式中「第46条の4」を「第46条の5」に、 「第20条の35の4」を「第20条の35の5」に改める。

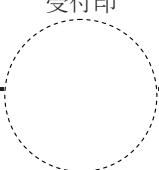
第八十一号の五様式中「農地保有合理化法人」を「農地利用集積円滑化団体」に、「第20条の35の5」を「第20条の35の6」に、「農地保有合理化事業」を「農地売買等事業」に改める。

第八十一号の六様式中「第20条の35の6」を「第20条の35の7」に改める。

第八十一号の八様式中「身体障害者雇用促進法第十八条第三号」を「障害者の雇用の促進等に関する法律第四十九条第一項第六号」に改める。

第八十三号の五様式及び第八十三号の六様式を次のように改める。

第83号の5様式(第48条の2関係)

受付印 年.....月.....日 福岡県 県税事務所長 殿		課 税 番 号		課 税 年 度	
住 所		フ リ ガ ナ			
氏 名		印			
電 話		— —			
農地等の経営移譲届出書 年 月 日贈与により取得した農地等に係る不動産取得税については、福岡県税条例付則第9条第1項の規定による徴収の猶予を受けておりますが、当該農地等について農業者年金基金法の規定に基づく特例付加年金又は経営移譲年金の支給を受けるため経営を移譲しましたので、同項においてその例によることとされる租税特別措置法第70条の4第6項の規定により、次のとおり届け出ます。					
納税者(受贈者)	住 所				
	氏 名				
	使用貸借による権利の設定年月日		年 月 日		
	農業を営む者でなくなったことの届出又は農業者年金の請求年月日		年 月 日		
経営を移譲された者(推定相続人)	住 所		職 業		
	氏 名		生年月日	年 月 日生	
	経営移譲を受けた日まで引き続き農業を営んできた期間		年から 年 月 日まで 年		
	納税者(受贈者)との続柄				
使用貸借農地等	所 在 地		地 目	面 積	摘 要
				m ²	
				m ²	
				m ²	
				m ²	
				m ²	

注 この届出書には、次の書類を添付してください。

- (1) 推定相続人についての農業委員会の証明書
 - ア 権利設定時に18歳以上であること。
 - イ 引き続き3年以上農業に従事していたこと。
 - ウ 速やかに農業経営を行うと認められること。
- (2) 届出者の推定相続人に該当することを証する書類(戸籍謄抄本)
- (3) 使用貸借契約書の写し、農地法第3条の許可の写し
- (4) 農業を営む者でなくなったことの届出書の写しその他その届出がされていることを証する書類 又は 農業者年金経営移譲年金裁定請求書の写しその他その請求がされていることを証する書類 (農業協同組合の証明書)
- (5) 受贈者が推定相続人の農業に従事する見込みであることについての農業委員会の証明書

第83号の6様式(第48条の2関係)

受付印 		課 税 番 号 _____		課 税 年 度 _____	
_____年____月____日 福岡県 _____ 県税事務所長 殿		住 所 フ リ ガ ナ _____ 氏 名 _____ 電 話 — —		印 	
農用地利用集積計画の定めるところによる賃借権等の設定に基づき貸し付けた旨の届出書					
_____年 _____月 _____日贈与により取得した農地等に係る不動産取得税については、福岡県税条例付則第9条第1項の規定による徴収の猶予を受けておりますが、当該農地等について農業経営基盤強化促進法第20条に規定する農用地利用集積計画の定めるところによる賃借権等の設定に基づき特例適用農地等を貸し付けましたので、福岡県税条例付則第9条第1項においてその例によることとされる租税特別措置法第70条の4第11項及び同条例付則第9条第2項において準用する租税特別措置法第70条の4第9項の規定により、次のとおり届け出ます。					
贈与者	住所		氏名		
受贈者が農地等を取得した年月日			_____年 _____月 _____日		
貸付特例適用農地等に係る農用地利用集積計画の内容	公告年月日		_____年 _____月 _____日		
	公告番号				
	賃借権等の存続期間(始期～終期)		_____年 _____月 _____日～ _____年 _____月 _____日		
貸付特例適用農地等に対する借受代替農地等の面積の割合 (計算の明細) (注) この特例の適用を受けるには、ここでの計算の割合が80%以上であることが必要です。			(借受代替農地等の合計面積) (別紙の②) _____ m ² _____ = _____ % ≥ 80% (貸付特例適用農地等の合計面積) (小数点以下切捨) (別紙の①) _____ m ²		

- 注 この届出書には、次の書類を添付してください。
- 1 農業経営基盤強化促進法第19条の規定により公告された貸付特例適用農地等に係る農用地利用集積計画の写し及び当該公告年月日を証する書類
 - 2 農業経営基盤強化促進法第19条の規定により公告された借受代替農地等に係る農用地利用集積計画の写し及び当該公告年月日を証する書類
 - 3 貸付特例適用農地等を借り受けた者が農業経営基盤強化促進法第5条第3項に規定する農地中間管理機構である場合には、当該農地中間管理機構から当該貸付特例適用農地等を借り受けた方が確認できる農用地利用配分計画（農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項に規定する農用地利用配分計画をいいます。）の写し

別紙

貸付特例適用農地等及び借受代替農地等の明細書等

貸付特例適用農地等の明細					
番号	農地等の所在地番			借受者の氏名	借受者の住所
	地目	面積	賃借権等の種類		
1				[]	[]
		m ²	使用貸借・賃貸借		
2				[]	[]
		m ²	使用貸借・賃貸借		
3				[]	[]
		m ²	使用貸借・賃貸借		
4				[]	[]
		m ²	使用貸借・賃貸借		
貸付特例適用農地等の合計面積					① m ² () m ²

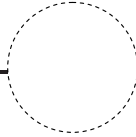

- (注) 1 貸付特例適用農地等が租税特別措置法第70条の4第1項の規定の適用を受けている農地等の一部である場合には、上記①欄の()内に同項の規定の適用を受けている農地等の全体の面積を記載してください。
- 2 貸付特例適用農地等を借り受けた者が農地中間管理機構である場合には、「借受者の氏名」及び「借受者の住所」欄の[]内に当該農地中間管理機構から当該貸付特例適用農地等を借り受けた方の氏名及び住所を記載してください。

借受代替農地等の明細					
番号	農地等の所在地番			貸付者の氏名	貸付者の住所
	地目	面積	賃借権等の種類	公告年月日	賃借権等の存続期間
1				・ ・	・ ・ ~ ・ ・
		m ²	使用貸借・賃貸借		
2				・ ・	・ ・ ~ ・ ・
		m ²	使用貸借・賃貸借		
3				・ ・	・ ・ ~ ・ ・
		m ²	使用貸借・賃貸借		
4				・ ・	・ ・ ~ ・ ・
		m ²	使用貸借・賃貸借		
借受代替農地等の合計面積					② m ²

- (注) 借受代替農地等の対象は、その賃借権等の存続期間の始期の日が貸付特例適用農地等の賃借権等の存続期間の始期の日前2か月以内であり、かつ、その賃借権等の存続期間の終期の日が貸付特例適用農地等の賃借権等の存続期間の終期の日又はその日より遅いものに限られます。

第八十三号の八様式を次のように改める。

第83号の8様式(第48条の2関係)

受付印 年.....月.....日 福岡県県税事務所長 殿	住 所		
	フリガナ		
	氏 名	印 	
		電 話	— —

課 税 番 号	課 税 年 度

代替農地等の取得に関する承認申請書

不動産取得税の徴収猶予の適用に係る代替農地等の取得に関する承認について、福岡県税条例施行規則第48条の2第6項の規定により次のとおり申請します。

譲渡をした農地等	農地等の所在地					計
	農地等の地目及び面積	m ²	m ²	m ²	m ²	
	贈与を受けた年月日	年 月 日	年 月 日			
	贈与の時の価額	円	円			円
	譲渡等の年月日及び態様	年 月 日()	年 月 日()	※態様 — 譲渡・設定・贈与・転用・消滅等		
	譲渡等の対価の額	円	円			円
取得又は採草放牧地 又は採草放牧地の農地	農地又は採草放牧地の所在地					
	農地又は採草放牧地の地目及び面積	m ²	m ²			
	取得予定の年月日	年 月 日	年 月 日			
	取得価額の見積額	円	円			円

承認・却下通知書

第 号
年 月 日

様

福岡県 県税事務所長

上記の申請を承認(却下)します。
(却下の理由)

【不服申立てについて】


1 この処分不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条の規定により、福岡県知事に対して審査請求することができます。
なお、審査請求をする場合、審査請求書は、正副2通を提出しなければなりません。なるべく所轄県税事務所長を経由して提出することとしてください。

2 この処分の取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。審査請求の裁決を経た後は、その裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に福岡県を被告として(代表者は福岡県知事となります。)この処分の取消しの訴えを提起することができます。
ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当する場合には、審査請求に対する裁決を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。
(1) 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。
(2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
(3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

注1 この申請書は、正副2通を提出すること。
2 譲渡等があった日から1年を経過しても、その承認を受けた譲渡等の対価の額の全部又は一部が農地若しくは採草放牧地の取得に充てられていない場合には、その部分に対応する不動産取得税額の全部又は一部は、その1年を経過する日から2月を経過する日に猶予期限が確定します。

第八十三号の九様式中「第48条の2第7項」を「第48条の2第8項に」改める。
第八十三号の十様式を次のように改める。

第83号の10様式(第48条の2関係)

受付印 年.....月.....日 福岡県県税事務所長 殿	課 税 番 号	課 税 年 度
	住 所	印
	フリガナ	
	氏 名	電 話 — —

一時的道路用地等としての貸付に関する承認申請書

一時的道路用地等の用に供するための特例農地等の貸付に関する承認について、福岡県税条例施行規則第48条の2第9項の規定により、次のとおり申請します。

1 一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸付を行った特例農地等に関する事項(明細は、付表のとおり)

2 上記特例農地等の貸付に関する事項

①一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けた特例農地等に関する事項	貸付先(事業施行者)の名称	住所	名称
	貸付期間	貸付を行った日	年 月 日
	地上権等の登記の有無	貸付期限	年 月 日
	貸付料の金額	有 ・ 無	円 ・ 無償

②一時的道路用地等に係る事業名、使用目的

3 一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けた特例農地等を自己等の農業の用に供する予定年月日

承認申請する一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けた特例農地等については、平成 年 月 日までに自己等の農業の用に供する予定です。

承認・却下通知書 第 号
年 月 日

様 福岡県 県税事務所長

上記の申請を承認(却下)します。
(却下の理由)

【不服申立てについて】

1 この処分不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条の規定により、福岡県知事に対して審査請求することができます。
なお、審査請求をする場合、審査請求書は、正副2通を提出しなければなりません。なるべく所轄県税事務所長を経由して提出することとしてください。

2 この処分の取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。審査請求の裁決を経た後は、その裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に福岡県を被告として(代表者は福岡県知事となります。)この処分の取消しの訴えを提起することができます。
ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当する場合には、審査請求に対する裁決を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。
(1) 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。
(2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
(3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

注1 この申請書は、正副2通を提出すること。

注2 上記貸付期限の到来等により地上権等が消滅した後遅滞なく、当該受贈者が当該貸付農地等を農業の用に供する旨等を地上権等が消滅した日から2月を経過しても所轄県税事務所長に届け出ていない場合、地上権等の消滅した日から2月を経過する日に猶予期限が確定します。

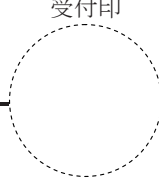

一時的道路用地等としての貸付に関する承認申請書 (付表)

①贈与により特例農地等を取得した年月日			年 月 日		
②一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けた特例適用農地等の明細					
番号	所在場所	地目	貸付直前の 利用状況	面積	地上権等の 登記の有無
1				() m ²	有 ・ 無
				m ²	
2				() m ²	有 ・ 無
				m ²	
3				() m ²	有 ・ 無
				m ²	
4				() m ²	有 ・ 無
				m ²	
5				() m ²	有 ・ 無
				m ²	
合計面積				() m ²	() m ²
				m ²	
上記の土地に係る租税特別措置法施行令第 40 条の 6 第 40 項に規定する主務大臣の認定書及び租税特別措置法施行規則第 23 条の 7 第 27 項に規定する契約書の写し・・・(別添のとおり)					
③承認を受けて一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けた特例農地等とともに同一用途に供する土地等の貸付がある場合のその明細					
所在場所			地目	面積	

※一筆の特例農地等のうち一部を一時的道路用地等として貸し付けている場合には、特例農地等の面積を上欄()内に記載し、一時的道路用地等として貸し付けた部分の面積を下欄に記載してください。

第八十三号の十二様式から第八十三号の十四様式までを次のように改める。

第83号の12様式(第48条の2関係)

受付印 年.....月.....日 福岡県 県税事務所長 殿		課 税 番 号		課 税 年 度
		住 所		
フリガナ		印		
氏 名				
電 話		— —		
営農困難時貸付けに関する届出書 不動産取得税の徴収猶予の適用に係る営農困難時貸付けに関する届出について、福岡県税条例付則第9条第1項においてその例によることとされる租税特別措置法第70条の4第22項の規定により、次のとおり届け出ます。				
1 特例農地等について自己の農業の用に供することが困難となった事由に関する事項				
特例農地等について自己の農業の用に供することが困難となった年月日		年 月 日		
特例農地等について自己の農業の用に供することが困難となった事由は、次のとおりです。(該当する番号を○で囲んでください。)				
(1) 障害等級が1級である精神障害者保健福祉手帳の交付を受けました。 (2) 身体上の障害の程度が1級又は2級である身体障害者手帳の交付を受けました。 (3) 要介護区分五の要介護認定を受けました。 (4) その他 ()				
2 営農困難時貸付けに関する事項				
借り受けた者	住所または所在地			
	氏名又は名称			
営農困難時貸付けを行った年月日		年 月 日		
地上権、永小作権、使用貸借による権利又は賃借権の存続期間		自： 年 月 日		
		至： 年 月 日		
上記の者へ営農困難時貸付けを行った特例農地等の明細は、付表のとおりです。				
上記の営農困難時貸付けは、次の貸付けにより行いました。(該当する番号を○で囲んでください。なお、不動産取得税の徴収猶予の適用を受けている人が(1)から(3)までに掲げる貸付けを行った場合には、その貸付けは特定貸付となりますので、この届出書ではなく「特定貸付に関する届出書(第83号の13様式)」により届け出を行ってください。)				
(1) 農地中間管理事業による使用貸借による権利又は賃借権の設定に基づく貸付け (2) 農地利用集積円滑化事業による地上権、永小作権、使用貸借による権利又は賃借権の設定に基づく貸付け (3) 農用地利用集積計画の定めるところによる使用貸借による権利又は賃借権の設定に基づく貸付け (4) (1)から(3)までに掲げる貸付以外の地上権、永小作権、使用貸借による権利又は賃借権の設定に基づく貸付け				

営農困難時貸付けに関する届出書 付表

営農困難時貸付けを行った特例農地等の明細は、次のとおりです。

番号	所 在 場 所	地目	面積
1			m ²
2			m ²
3			m ²
4			m ²
5			m ²
6			m ²
7			m ²
8			m ²
9			m ²
10			m ²
11			m ²
12			m ²
13			m ²
14			m ²
15			m ²

第83号の13様式(第48条の2関係)

受付印 		課 税 番 号		課 税 年 度	
_____年_____月_____日 福岡県 _____ 県税事務所長 殿		住 所 フ リ ガ ナ 氏 名 電 話 — —	印 		
特定貸付けに関する届出書					
_____年 _____月 _____日贈与により取得した農地等に係る不動産取得税については、福岡県税条例付則第9条第1項の規定による徴収の猶予を受けておりますが、当該農地等について農地中間管理事業、農地利用集積円滑化事業、又は農用地利用集積計画の定めるところによる特定貸付けを行いましたので、同項においてその例によることとされる租税特別措置法第70条の4の2第1項の規定により、次のとおり届け出ます。					
1 特定貸付に関する事項					
借り受けた者	住所又は所在地				
	氏名又は名称				
特定貸付を行った年月日		_____年 _____月 _____日			
地上権、永小作権、使用貸借による権利又は賃借権の存続期間		自： _____年 _____月 _____日			
		至： _____年 _____月 _____日			
2 上記の者へ特定貸付を行った農地等の明細は、以下のとおりです。					
上記の特定貸付けは、次の貸付けにより行いました。（該当する番号を○で囲んでください。）					
(1) 農地中間管理事業による使用貸借による権利又は賃借権の設定に基づく貸付け (2) 農地利用集積円滑化事業による地上権、永小作権、使用貸借による権利又は賃借権の設定に基づく貸付け (3) 農用地利用集積計画の定めるところによる使用貸借による権利又は賃借権の設定に基づく貸付け					
番号	所 在 場 所	地目	面積		
1			m ²		
2			m ²		
3			m ²		
4			m ²		
5			m ²		

第83号の14様式(第48条の2関係)

受付印 		課 税 番 号		課 税 年 度		
.....年.....月.....日 福岡県県税事務所長 殿		住 所 フ リ ガ ナ 氏 名 (.....年 月 日生) 電 話 — —	印 			
農地等の取得に係る不動産取得税の徴収猶予継続届出書 福岡県税条例付則第9条第1項の規定による不動産取得税の徴収猶予を引き続いて受けたいので、同条第2項において準用する租税特別措置法第70条の4第27項及び同法第70条の4の2第10項の規定により、関係書類を添付して届け出ます。						
農地等の贈与を受けた年月日			年 月 日			
贈与者	住 所	氏 名	(.....年 月 日生)			
(1) 農地等の贈与に係るものとして徴収を猶予された不動産取得税額		円				
(2) 上欄(1)のうち、この届出書提出まで農地等の譲渡をしたために既に猶予期限が確定した不動産取得税の額		円				
(3) この届出書の提出により引き続いて徴収の猶予を受けようとする不動産取得税の額((1)-(2)の金額)		円				

注1 この届出書には、次の書類を添付してください。

- (1) 農業経営を引き続いて行っている旨の農業委員会の証明書
 - (2) この届出書の提出前3年の間に特例農地等の異動があった場合には、その明細書
- 2 この届出書は、農地等の贈与を受けた日の属する年の翌年の3月15日(納期限)の翌日から毎3年を経過するごとの日までに所轄県税事務所長に提出してください。
- 3 この届出書が期限までに提出されないときは、その後の徴収の猶予が受けられなくなり、その期限の翌日から2か月を経過する日が、この不動産取得税の猶予期限となります。

第八十三号の十七様式を次のように改める。

第83号の17様式(第48条の2関係)

受付印 年.....月.....日 福岡県県税事務所長 殿	住 所 フ リ ガ ナ 氏 名 電 話 — —	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">課 税 番 号</td> <td style="width: 50%;">課税年度</td> </tr> <tr> <td style="height: 30px;"></td> <td></td> </tr> </table> 農地等の取得に係る不動産取得税の徴収猶予取りやめ届出書 農地等の取得に係る不動産取得税について、徴収猶予を受けている税額及びその延滞金を納付し、徴収猶予の適用を受けることを取りやめたいので、届け出ます。	課 税 番 号	課税年度		
課 税 番 号	課税年度					
徴収猶予された不動産取得税の額	円					
上記税額の納付に伴う延滞金の額	円					
納 期 限	年 月 日					
納 付 年 月 日	年 月 日					
入力	年 月 日	印				

注 延滞金の率は、次により計算します。

第八十三号の十八様式中「福岡県税条例施行規則第48条の2第1項」を「地方税法施行令附則第10条第16項」に改める。
第百十四号様式その二を次のように改める。

第 114 号様式その 2 (第 73 条関係)

証明書番号第 号

自動車税納税証明書 (継続検査・構造等変更検査用)

自動車登録番号	
車台番号	
本証明書の有効期限	
備考	

※ 個人情報保護のため住所・氏名は記載していません。

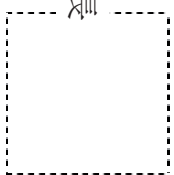
上記の自動車について、自動車税の滞納がないことを証明します。

年 月 日

福岡県

県税事務所長

印



- 注
- 1 継続検査及び構造等変更検査において自動車検査証の返付を受けようとする際に、この証明書を提示してください。
 - 2 「本証明書の有効期限」の欄には、この証明書の交付後最初に到来する納期限の前日が記載されます。
 - 3 滞納が天災その他やむを得ない事由によるものである場合には、備考欄にその旨記載されます。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

告示

福岡県告示第八百六十六号

農林水産業施設災害復旧事業費補助金交付規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十六年十月十日

福岡県知事 小川 洋

農林水産業施設災害復旧事業費補助金交付規程の一部を改正する告示

農林水産業施設災害復旧事業費補助金交付規程（昭和三十二年九月福岡県告示第八百七十八号）の一部を次のように改正する。

第五条に次の一項を加える。

3 前二項の規定により補助金の交付の申請をしようとする者は、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和六十三年法律第八号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）に規定する地方消費税を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかでない場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでない者については、この限りでない。

第十一条に次の三項を加える。

2 第五条第三項ただし書の規定により補助金の交付の申請をした者は、前項の規定により事業成績書を提出するに当たって当該補助金に係る消費税等仕入控除額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

3 第五条第三項ただし書の規定により補助金の交付の申請をした者は、第一項の規定により事業成績書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した者については、その金額が減じた金額を上回る部分の金額）を消費税等仕入

控除税額報告書により速やかに知事に報告するとともに、当該金額を返還しなければならない。

4 第五条第三項ただし書の規定により補助金の交付の申請をした者は、当該補助金に係る仕入れに係る消費税及び地方消費税に相当する額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について、福岡県補助金等交付規則（昭和三十三年福岡県規則第五号）第十四条の規定による補助金の額の確定のあった日の翌年六月十日までに、消費税等仕入控除税額報告書により知事に報告しなければならない。

附則

この告示は、公布の日から施行し、改正後の農林水産業施設災害復旧事業費補助金交付規程の規定は、平成二十五年度の補助金から適用する。

福岡県告示第八百六十七号

福岡県造林事業交付金交付規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十六年十月十日

福岡県知事 小川 洋

福岡県造林事業交付金交付規程の一部を改正する告示

福岡県造林事業交付金交付規程（平成二十三年一月福岡県告示第二百三十一号の三）の一部を次のように改正する。
別表二及び別表三を次のように改める。

別表 2 機能回復整備事業

事業の区分	事業主体	事業の規模	交付金の額	事業の実施要件
特定林地改良 付帯施設等整備 林木被害防止施設等整備 荒廃竹林整備 森林作業道整備	市町村、森林所有者、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会、森林整備法人及び森林所有者の団体とする。	1 施行地の面積が0.1ヘクタール以上（付帯施設等整備及び森林作業道整備を除く。）	当該事業に要した標準費の70パーセント	農山漁村地域整備計画及び森林基盤整備事業計画に基づき行う事業とする。
耕作放棄地等森林造成 人工造林 樹下植栽等 下刈り 雪起こし 倒木起こし 枝打ち (ア)・(イ)・(ウ) 除伐 保育間伐 間伐 更新伐 付帯施設等整備 林木被害防止施設等整備 林内作業場及び林内かん水施設整備 生育環境補完整備 荒廃竹林整備 森林作業道整備	市町村	1 施行地の面積が0.1ヘクタール以上（付帯施設等整備及び森林作業道整備を除く。）	当該事業に要した標準費の40パーセント	農山漁村地域整備計画及び森林基盤整備事業計画に基づき行う事業とする。
造林未済地緊急	市町村	1 施行地の面積が0.1ヘクタール以上（付帯施設等整備及び森林作業道整備を除く。）	当該事業に要した標準費について、知事が査定した額の40パーセント	農山漁村地域整備計画及び森林基盤整備事業計画に基づき行う事業とする。

造林	倒木起こし				
	枝打ち (ア)・(イ)・(ウ)				
	除伐				
	保育間伐				
	間伐				
	付帯施設等整備				
	荒廃竹林整備				
	森林作業道整備				

(備考) この表で使用する用語の意義は、農山漁村地域整備交付金実施要綱及び農山漁村地域整備交付金実施要領で使用する用語の例による。

別表 3 環境林整備事業

事業の区分	事業主体	事業の規模	交付金の額	事業の実施要件
公害的森林整備 人工造林 樹下植栽等 (7)・(4) 下刈り 雪起こし 倒木起こし 枝打ち (7)・(4)・(4) 除伐 保育間伐 間伐 更新伐 付帯施設等整備 高獣害防止施設等整備 林内作業場及び林内かん水施設整備 林床保全整備 荒廃竹林整備 森林作業道整備	(ア) 市町村（ただし、事業主体が自ら所有する森林以外で森林所有者と協定を締結した場合又は寄附や分収契約解除等により公有林化した森林で実施する場合に限る。） (イ) 森林整備備法人等、森林組合等、特定非営利活動法人等（ただし、事業主体が自ら所有する森林所有者と協定を締結した場合に限る。） 特定非営利活動法人等（昭和26年法律第249号）第11条に規定する森林経営計画（ただし、事業主体が自ら所有する森林経営計画として、市町村において、事業を実施する場合に限る。）とする。	1 施行地の面積が0.1ヘクタール以上（付帯施設等整備、森林作業道整備及び森林保全再生整備を除く。）	当該事業に要した経費について、知事が査定した額の40パーセント 当該事業に要した経費について、知事が査定した額の50パーセント。	農山漁村地域整備計画に基づき行う事業とする。
被害森林整備 人工造林 樹下植栽等 (7)・(4) 下刈り 雪起こし 倒木起こし 枝打ち (4) 除伐 保育間伐 更新伐 付帯施設等整備 鳥獣害防止施設等整備	市町村、森林組合等、森林整備備法人等、特定非営利活動法人等及び森林法（昭和26年法律第249号）第11条に規定する森林経営計画（ただし、事業主体が自ら所有する森林経営計画として、市町村において、事業を実施する場合に限る。）とする。	1 施行地の面積が0.1ヘクタール以上（付帯施設等整備、森林作業道整備及び森林保全再生整備を除く。）	当該事業に要した経費について、知事が査定した額の40パーセント	農山漁村地域整備計画に基づき行う事業とする。

荒廃竹林整備 森林作業道整備 森林保全再生整備 保全松林健全化整備 衛生伐 松林緊急保護整備	市町村、森林所有者、森林組合等、森林整備法人等、森林所有者の団体及び森林経営計画策定者（ただし、森林経営計画策定者の場合は、当該計画の対象森林を含む林班内に存する森林において事業を実施する場合に限る。）とする。	I 施行地の面積が0.1ヘクタール以上（付帯施設等整備及び森林作業道整備を除く。）	当該事業に要した標準費の70パーセント	農山漁村地域整備計画に基づき行う事業として、松くい虫被害対策の実施日9林野造第105号林野庁長官通知。以下同じ。）に健全な松林の整備を行う事業とする。 農山漁村地域整備計画に基づき行う事業として、松くい虫被害対策の実施日9林野造第105号林野庁長官通知。以下同じ。）に基づき行う事業とする。
松林保護樹林帯造成 人工造林 樹下植栽等 (7)・(1) 下刈り 雪起こし 倒木起こし 除伐 保育間伐 更新伐 付帯施設等整備 鳥獣害防止施設等整備 荒廃竹林整備 森林作業道整備				

(備考) この表で使用する用語の意義は、農山漁村地域整備交付金実施要綱、農山漁村地域整備交付金実施要領、森林環境保全整備事業実施要綱及び森林環境保全整備事業実施要領で使用する用語の例による。

附 則

この告示は、公布の日から施行し、改正後の福岡県造林事業交付金交付規程の規定は、平成二十六年度分の交付金から適用する。

福岡県告示第八百六十八号

福岡県造林事業補助金交付規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十六年十月十日

福岡県知事 小川 洋

福岡県造林事業補助金交付規程の一部を改正する告示

福岡県造林事業補助金交付規程（昭和五十四年十一月福岡県告示第千六百七十六号）の一部を次のように改正する。

別表一から別表三までを次のように改める。

		<p>以上の国有林で、1 森林面積又は国有林面積の合計が 5 ヘクタール以上、かつ、これらと一体的に実施された更新伐に相当する国有林の面積の合計が 5 ヘクタール以上）であり、当該国有林の合計で得た値が 1 10 立方メートル以上</p>		
--	--	---	--	--

(備考) この表で使用する用語の意義は、森林環境保全整備事業実施要綱(平成 14 年 3 月 29 日 13 林整第 882 号農林水産事務次官(依命)通知)及び森林環境保全整備事業実施要領(平成 14 年 3 月 29 日 13 林整第 885 号林野庁長官(通知))で使用する用語の例による。

別表2 環境林整備事業

事業の区分	事業主体	事業の規模	補助金の額	事業の実施要件
公害的森林整備 人工造林 樹下植栽等 (ア)・(イ) 下刈り 雪起こし 倒木起こし 枝打ち (ウ)・(イ)・(ウ) 除伐 保育間伐 間伐 更新伐 付帯施設等整備 鳥獣害防止施設等整備 林内作業場及び林内かん水施設整備 林床保全整備 荒廃竹林整備 森林作業道整備	(ア) 市町村（ただし、事業主体が自ら所有する森林以外で森林所有者と協定を締結した場合又は寄附や分収契約解除等により公有化した森林で実施する場合に限る。） (イ) 森林整備法人等、森林組合等、特定非営利活動法人等（ただし、事業主体が自ら所有する森林で実施する場合を除くこととし、地方公共団体及び森林所有者と協定を締結した場合に限る。）	1 施行地の面積が0.1ヘクタール以上（付帯施設等整備、森林作業道整備及び森林保全再生整備を除く。）	当該事業に要した経費について、知事が査定した額の40パーセント。ただし、森林整備事業に要した経費に、町村及び合は、当該について、50パーセントが査定した額。	森林環境保全整備事業と計画に基づき事業とする。
被害森林整備 人工造林 樹下植栽等 (ア)・(イ) 下刈り 雪起こし 倒木起こし 枝打ち (ウ) 除伐 保育間伐 更新伐 付帯施設等整備 鳥獣害防止施設等整備	市町村、森林組合等、森林整備法人等、特定非営利活動法人等及び森林経営計画策定者（ただし、事業主体が自ら所有する森林でない。）を除く（市町村においては森林所有者と、市町村以外の事業主体の場合に限る。また、森林経営計画策定者の場合は、当該計画の対象森林を含む。）とする。市町村において事業を実施する場合に限る。	1 施行地の面積が0.1ヘクタール以上（付帯施設等整備、森林作業道整備及び森林保全再生整備を除く。）	当該事業に要した経費について、知事が査定した額の40パーセント	

荒廃竹林整備 森林作業道整備 森林保全再生整備				
保全松林健全化整備 衛生伐	市町村、森林所有者、森林組合等、森林整備法人等、森林所有者の団体及び森林経営計画策定者（ただし、森林経営計画に存する森林において、事業を実施する場合に限る。）とする。	1 施行地の面積が0.1ヘクタール以上（付帯施設等整備及び森林作業道整備を除く。）	当該事業に要した標準単価の70パーセント	松くい虫被害対策の実施について（平成9年4月7日林野造第105号林野庁長官通知。以下同じ。）に基づき公益的機能の高い健全な松林の整備を行う事業とする。
松林保護樹林帯造成 人工造林 樹下植栽等 (ア)・(イ) 下刈り 雪起こし 倒木起こし 除伐 保育間伐 更新伐 付帯施設等整備 鳥獣害防止施設等整備 荒廃竹林整備 森林作業道整備				松くい虫被害対策の実施についてに基づき樹種転換を行う事業とする。

（備考） この表で使用する用語の意義は、森林環境保全整備事業実施要綱及び森林環境保全整備事業実施要領で使用する用語の例による。

別表3 県単造林事業

事業区分	事業主体	事業の規模	補助金の額	補助対象事業の内容
人工造林	市町村、森林所有者、森林組合等、森林整備法人等、特定非営利活動法人等、森林所有者の団体、森林経営計画策定者、森林施業計画の認定を受けた者、特定間伐等促進計画において特定間伐等の実施主体に位置づけられた者及び施業代行者とする。	1 施行地の面積が0.05ヘクタール以上(森林作業道整備、作業道機能再生、鳥獣被害防止施設等整備を除く。)	当該事業に要した査定し業務に必要となる費用について、バーセントのうち造林事業に必要経費に認めらるる補助金の額を、第2補助金の額に算入し、第2補助金の額は、この第2条に基き日本政策金融公庫の融資額とする。	日本政策金融公庫の融資を受け、実施する造林事業(くぬぎ等造林に係る人工造林事業を除く。)
下刈り				
雪起こし				
倒木起こし				
枝打ち				
除伐				
保育間伐				
間伐				
森林作業道整備				
作業道機能再生				
鳥獣害防止施設等整備				

(備考) この表で使用する用語の意義は、森林環境保全整備事業実施要綱及び森林環境保全整備事業実施要領で使用する用語の例による。

附 則

この告示は、公布の日から施行し、改正後の福岡県造林事業補助金交付規程の規定は、平成二十六年度分の補助金から適用する。

再 掲

福岡県公告式条例（昭和二十五年福岡県条例第四十六号）第三条において準用する同条例第二条第二項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

福岡県母子及び寡婦福祉法施行細則等の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十六年九月三十日

福岡県知事 小川 洋

福岡県規則第四十八号

福岡県母子及び寡婦福祉法施行細則等の一部を改正する規則

（福岡県母子及び寡婦福祉法施行細則の一部改正）

第一条 福岡県母子及び寡婦福祉法施行細則（昭和五十七年福岡県規則第三十号）の一部を次のように改正する。

「母子及び寡婦福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に、「母子及び寡婦福祉法施行令」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令」に、「母子及び寡婦福祉法施行規則」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法施行規則」に、「母子及び寡婦福祉法施行規則」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法施行規則」に、「母子及び寡婦福祉法施行規則」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法施行規則」に改める。

福岡県母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則

第一条中「第二十三条（ ）の下に「令第三十一条の七及び」を、「母子福祉資金及び」の下に「父子福祉資金並びに」を、「寡婦福祉資金」の下に「以下「母子父子寡婦福祉資金」という。」を加え、「母子家庭等日常生活支援事業及び」を「母子家庭日常生活支援事業及び父子家庭日常生活支援事業並びに」に改める。

第二条第一項中「（法第三十二条第一項において準用する場合を含む。）」を「及び

法第三十一条の六第一項並びに法第三十二条第一項」に改め、同条第二項中「法第三十二条第三項」を「法第三十一条の六第四項及び法第三十二条第四項」に、「母子福祉団体」を「母子・父子福祉団体」に改める。

第三条中「（母子・寡婦）福祉資金貸付申請書」を「（母子・父子・寡婦）福祉資金貸付申請書」に、同条第二号中「等」を「、父子家庭又は寡婦」に改める。

第四条中「（母子・寡婦）福祉資金団体貸付申請書」を「（母子・父子・寡婦）福祉資金団体貸付申請書」に改め、同条第一号中「又は寄附行為」を削る。

第六条第一項中「母子寡婦福祉資金借用书（個人用）」を「母子父子寡婦福祉資金借用书（個人用）」に、「母子寡婦福祉資金借用书（団体用）」を「母子父子寡婦福祉資金借用书（団体用）」に改め、同条第二項中「第九条（ ）の下に「令第三十一条の七及び」を加える。

第八条第一項中「（法第三十二条第一項において準用する場合を含む。）」を「及び

法第三十一条の六第三項並びに法第三十二条第二項」に改める。

第九条第一項中「修学資金、技能習得資金、修業資金又は生活資金」を「母子修学資金及び父子修学資金並びに寡婦修学資金（以下「修学資金」という。）、母子技能習得資金及び父子技能習得資金並びに寡婦技能習得資金、母子修業資金及び父子修業資金並びに寡婦修業資金又は母子生活資金及び父子生活資金並びに寡婦生活資金」に改め、「第七条第三号から第五号まで及び第八号」の下に「、令第三十一条の五第三号から第五号まで及び第八号」を加える。

第十二条第一項中「第十二条（ ）の下に「令第三十一条の七及び」を加え、同条第三

二項中「第十三条（ ）の下に「令第三十一条の七及び」を加える。

第十三条第一項中「第十九条第一項第一号（ ）及び「第十九条第一項第二号（ ）の下に「令第三十一条の七及び」を加える。

第十五条第一項中「（令第三十七条第二項において準用する場合を含む。）」を「た

だし書、令第三十一条の六第三項ただし書及び令第三十七条第三項」に改める。

第十六条第一項中「（令第三十七条第二項において準用する場合を含む。）」を「、

令第三十一条の六第五項及び令第三十七条第五項」に改める。

第十七条中「第十六条（ ）の下に「令第三十一条の七及び」を加える。

第十八条第一項中「法第三十二条第四項」を「法第三十一条の六第五項及び法第三

十二条第五項」に改める。

第十九条第一項中「ただし書（」の下に「令第三十一条の七及び」を加える。

第二十条中「第十七条（」の下に「令第三十一条の七及び」を加える。

第二十四条第一項中「第二十条」の下に「（法第三十一条の七第四項において準用する場合を含む。）」を加え、「第三十三条第三項」を「第三十三条第四項」に、「（母子家庭等・寡婦）」日常生活支援事業開始届」を「（母子家庭・父子家庭・寡婦）」日常生活支援事業開始届」に改め、同条第二項中「及び第九条第二項」を「（同令第六条の十七の四及び同令第七条において準用する場合を含む。）」に、「（母子家庭等・寡婦）」日常生活支援事業変更届」を「（母子家庭・父子家庭・寡婦）」日常生活支援事業変更届」に改め、同条第三項中「第三十三条第四項」を「第三十一条の七第四項及び法第三十三条第五項」に、「（母子家庭等・寡婦）」日常生活支援事業廃止・休止届」を「（母子家庭・父子家庭・寡婦）」日常生活支援事業廃止・休止届」に改める。

様式第一号を次のように改める。

様式第1号(第3条関係)
申請番号

福岡県(母子・父子・寡婦)福祉資金貸付申請書
福祉事務所・保健福祉(環境)事務所

年 月 日 申請

(1) 申請者氏名	フリガナ	住所	(〒) TEL () TEL () TEL	(自宅)(務) (務)先)			
	フリガナ		(〒) TEL () TEL () TEL				
(2) 資金名	(一般・特別)	資金	申請額	総額 (月額) 円	期間	年 月 から 年 月 まで	
(3) 生活保護	<input type="checkbox"/> 受給中 <input type="checkbox"/> 受給なし	氏名	生年月日	年令	勤務先(学校名)	同居	年間就労収入
(4) 家族状況	続柄	氏名	生年月日	年令	勤務先(学校名)	同居	年間就労収入
				才		有無	円
				才		有無	円
				才		有無	円
(5) 償還方法	<input type="checkbox"/> 月賦 <input type="checkbox"/> 半年賦 <input type="checkbox"/> 年賦	(7) 借入金額(回数・年数)	1回 円(回 年)	() () ()	児童・児童扶養・特児手当		円
(8) 連帯借受人	フリガナ	住所(〒)	自宅TEL () () 携帯TEL () ()	養育費	送り		円
(9) 学校名	<input type="checkbox"/> 小学校 <input type="checkbox"/> 中学校 <input type="checkbox"/> 高等学校 <input type="checkbox"/> 専門学校(高等・専門・一般) <input type="checkbox"/> 大学 <input type="checkbox"/> 専修学校(高等・専門・一般) <input type="checkbox"/> 修業施設	学校名	<input type="checkbox"/> 国公立 <input type="checkbox"/> 私立	その他()			円
(10) 母・父・子の関係	<input type="checkbox"/> 母子・父子・寡婦	(11) 母子・父子・寡婦	<input type="checkbox"/> 死亡(病死、交通事故、その他) <input type="checkbox"/> 離婚 <input type="checkbox"/> 遺棄 <input type="checkbox"/> 生死不明 <input type="checkbox"/> 未婚の母	合計(収入総計)			円
(12) 連帯保証人①	申請者との続柄	フリガナ	住所 自宅TEL () () 携帯TEL () ()	職業	勤務先住所 TEL () ()	年間所得	円
(12) 連帯保証人②	申請者との続柄	フリガナ	住所 自宅TEL () () 携帯TEL () ()	職業	勤務先住所 TEL () ()	年間所得	円

(13) 貸付申請の理由		
(14) 他の借入金の状況(世帯)	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	負債総額
借入人名		円
借入金名		
借入時期	年 月 年 月	年 月 年 月
借入金額	円 円	円 円
返済月額	円 円	円 円
未償還額	円 円	円 円
完納予定日	年 月 年 月	年 月 年 月
(15) 資産状況(世帯)	土地 建物	宅地 住宅
	m ² m ²	m ² m ²
	田畑 店舗	その他
	m ² m ²	m ² m ²
(16) 借入金の財源及び償還計画		
(17) 貸付口座(申請者名義)	銀行 () (支店コード) ()	支店 () (口座番号())
(18) 福岡県母子・父子・寡婦福祉資金の借入について、関係書類を添えて申請します。	年 月 日	申請者 () 印
		連帯借受人 () 印
上記の借入について連帯して債務を負担します。		
	年 月 日	連帯保証人 () 印
	年 月 日	連帯保証人 () 印
福岡県知事 殿		

申請書記入上の注意事項

この申請書に記入される際には下記の点にご注意ください。

- (1) 貸付けを申請する人の氏名及び住所を記入します。氏名は正しい読み方をカタカナで記入してください。なお、就職支度資金、修学資金、修業資金及び就学支度資金の申請の場合は、児童が申請者となることができます。
- (2) 資金名、申請額及び期間を記入します。母子父子寡婦福祉資金には用途の異なる13種類の貸付金があり、貸付額、貸付期間もまちまちです。わからないことは保健福祉(保健)事務所、福祉事務所又は町村役場の母子福祉担当係でおたずねください。
- (3) 生活保護の受給状況について該当する□にレ点を付けます。
- (4) 同居の家族全員を記入します。続柄の欄は申請者からみた続柄となります。年間就労収入の欄は平均月収を12倍した額を記入します。なお、連帯借受人については、同居していても記入していただく必要はありません。
- (5) 償還しやすいつい方法を選び、□にレ点を付けます。
- (6) 償還回数、年数は資金ごとにことなっています。それに応じた償還金額についてもわからないことは、保健福祉(保健)事務所、福祉事務所又は町村役場の母子福祉担当係でおたずねください。
- (7) その他の収入について年額を記入します。合計の欄は、同居家族の収入にその他の収入を加えた額を記入します。
- (8) 就職支度資金、修学資金、修業資金及び就学支度資金の申請において、母又は父が申請者となった場合に子の氏名及び住所を記入します。
- (9) 技能習得資金、修学資金、修業資金及び就学支度資金の申請において、対象となる学校について記入します。
- (10) 母子、父子又は寡婦となった時期を記入します。
- (11) 母子、父子又は寡婦となった理由について該当する□にレ点を付けます。
- (12) 連帯保証人は原則として県内に居住する親族1人又は2人を必要とします。保証能力、年齢等に制限がありますので、わからないことは保健福祉(保健)事務所、福祉事務所又は町村役場の母子福祉担当係でおたずねください。
- (13) 貸付申請の理由を、具体的に詳しく記入します。
- (14) 世帯の他の借入金の有無について該当する□にレ点を付けます。負債がある場合、その総額を正しく記入しなうえで、その内訳を記入します。記入欄が不足する場合は別紙に記入し、添付していただきます。
- (15) 土地、建物等の資産状況について記入します。
- (16) 償還にあてる財源及びその計画等について具体的に詳しく記入します。
- (17) 貸付口座を記入します。コードについてはわかる範囲内で記入してください。
- (18) 申請者、連帯借受人及び連帯保証人がそれぞれ直筆で署名、押印します。

資金別添付書類調査点検表

母子父子寡婦福祉資金には用途の異なる13種類の資金があります。資金ごとに必要とする添付書類は下記のとおりです。その他にも必要とする書類の提出をお願いする場合がありますので、ご了承ください。
添付書類に不備がある場合、貸付決定ができないこともありますのでご注意ください。

○・・・申請時に必要な書類
◎・・・貸付決定後に必要な書類
△・・・借り受け目的別に必要な書類

添付書類	資金名	事業開始	事業継続	住宅	就職	技能	生活	転宅	修学	就学	修業	医療	結婚	特別
戸籍簿	本票	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
住民票		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
借受人所得証明		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
連帯保証人所得証明		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
事業開始計画書等		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
事業継続計画書等		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
住宅工事計画書等				○										
登記簿	購本の写し	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
借家等の賃貸借契約書		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
就職・採用証明書					○									
入学・在学・修業証明書					○	△		○	○	○	○			
医療を受ける期間を証する書類						△								
離職の日を証する書類						△								
弁護士への委任状等						△								
他資金の借受けのいない申し立て書					○			○	○	○	○			
医療費計算書等												△		
医療給付に係る給付費通知等												△		
結婚証明書													○	
児童扶養手当証明書等														○
口歴証明書		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
口歴証明書		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
残高証明書		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
借用書		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
借受人印鑑証明書(20才以上の場合)		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
連帯保証人印鑑証明書(20才以上の場合)		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
法定代理人の同意書(借用書裏面)				○					○	○	○	○	○	○

※法定代理人の同意書は借受人が児童又は父母のない児童の場合のみ必要です。

様式第二号中「母子及び寡婦福祉資金」を「母子父子寡婦福祉資金」に改める。
様式第三号を次のように改める。

様式第四号中「(母子)」の次に「・父子」を加え、「同令」を「第31条の7及び」に改める。

様式第六号(表)中「母子寡婦福祉資金」を「母子父子寡婦福祉資金」に、「福岡県母子及び寡婦福祉法施行細則」を「福岡県母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則」に改める。

様式第六号(裏)中「母子福祉資金」を「本資金」に、「母子寡婦福祉資金」を「母子父子寡婦福祉資金」に改め、「第17条」及び「第16条」の次に「(第31条の7及び第38条において準用する場合を含む。)」を加える。

様式第七号(表)中「母子寡婦福祉資金」を「母子父子寡婦福祉資金」に、「福岡県母子及び寡婦福祉法施行細則」を「福岡県母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則」に改める。

様式第七号(裏)中「母子寡婦福祉資金」を「母子父子寡婦福祉資金」に改め、「第17条」及び「第16条」の次に「(第31条の7及び第38条において準用する場合を含む。)」を加える。

様式第八号から様式第九号中「(母子)」の次に「・父子」を加える。

様式第十号(表)中「(母子)」の次に「・父子」を加える。

様式第十号(裏)中「第17条」及び「第16条」の次に「(第31条の7及び第38条において準用する場合を含む。)」を加える。

様式第十一号及び様式第十二号中「(母子)」の次に「・父子」を加える。

様式第十三号中「母子寡婦福祉資金」を「母子父子寡婦福祉資金」に改め、「(母子)」の次に「・父子」を加える。

様式第十四号から様式第二十二号中「(母子)」の次に「・父子」を加える。

様式第二十三号中「福岡県母子及び寡婦福祉法施行細則」を「福岡県母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則」に改め、「(母子)」の次に「・父子」を加える。

様式第二十四号から様式第二十八号中「(母子)」の次に「・父子」を加える。

様式第二十九号中「福岡県母子及び寡婦福祉法施行細則」を「福岡県母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則」に改め、「(母子)」の次に「・父子」を加える。

様式第三十号中「(母子)」の次に「・父子」を加える。

様式第三十一号中「第16条 等」の次に「第31条の7及び」を加える。

様式第三十二号及び様式第三十三号中「福岡県母子及び寡婦福祉法施行細則」を「福岡県母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則」に、「(母子)」の次に「・父子」を加える。

様式第三十四号中「(母子)」の次に「・父子」を加える。

様式第三十六号中「母子家庭等」を「母子家庭・父子家庭」に、「第33条第3項」を「第31条の7第4項・第33条第4項」に改める。

様式第三十七号中「母子家庭等」を「母子家庭・父子家庭」に、「第9条第2項」を「第6条の17の4・第7条」に、「及び第8条第1項」を、「第6条の17の4及び第7条」に改める。

様式第三十八号中「母子家庭等」を「母子家庭・父子家庭」に、「第33条第4項」を「第31条の7第4項・第33条第5項」に改める。

第二条 福岡県事務委任規則の一部改正

第二十条第十一項第三号中「母子及び寡婦福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に、「母子及び寡婦福祉法施行規則」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法施行規則」に改め、同号イ中「配偶者のない女子」を「配偶者のない者」に改め、同号ロ中「第六条の九」の下に「(施行規則第六条の十七の七において準用する場合を含む。)」を加え、「自立支援教育訓練給付金」を「母子家庭自立支援教育訓練給付金及び父子家庭自立支援教育訓練給付金」に改め、同号ハ中「第六条の十一」の下に「(施行規則第六条の十七の七において準用する場合を含む。)」を加え、「高等職業訓練促進給付金」を「母子家庭高等職業訓練促進給付金及び父子家庭高等職業訓練促進給付金」に改め、同号ニ中「第六条の十四第一項」の下に「(施行規則第六条の十七の七において準用する場合を含む。)」を加え、同号ホ中「第六条の十四第二項」の下に「(施行規則第六条の十七の七において準用する場合を含む。)」を加え、同号ヘ中「第六条の十五」及び「第六条の十一第一項」の下に「(施行規則第六条の十七の七において準用する場合を含む。)」を加える。

第三条 福岡県事務処理の特例に関する条例施行規則の一部改正

第三十条 福岡県事務処理の特例に関する条例施行規則(平成十二年福岡県規則第八十九

号)の一部を次のように改正する。
 別表三二の六の項中「母子及び寡婦福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に改める。

(福岡県財務規則の一部改正)

第四条 福岡県財務規則(昭和三十九年福岡県規則第二十三号)の一部を次のように改正する。

別表三現金出納員の欄中「母子寡婦福祉資金」を「母子父子寡婦福祉資金」に改め、同表現金出納員の事務の欄中「母子及び寡婦福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に改め、「第十四条」の下に、「第三十一条の六」を加え、「母子及び寡婦福祉法施行令」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令」に改め、「第十七条」の下に「(同施行令第三十一条の七及び第三十八条において準用する場合を含む。)」を加える。

附則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十六年十月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行前に第一条の規定による改正前の福岡県母子及び寡婦福祉法施行細則の規定により提出された書類は、改正後の福岡県母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則の規定により提出された書類とみなす。

3 この規則の施行の際、現にある旧書式による用紙は、当分の間、なお所要の修正をして使用することができる。

(福岡県事務委任規則の一部改正)

4 福岡県事務委任規則の一部を次のように改正する。

第二十条第十一項第三号中「福岡県母子及び寡婦福祉法施行細則」を「福岡県母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則」に改める。

(福岡県事務処理の特例に関する条例施行規則の一部改正)

5 福岡県事務処理の特例に関する条例施行規則の一部を次のように改正する。

別表三二の六の項イ中「福岡県母子及び寡婦福祉法施行細則」を「福岡県母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則」に、「(母子・寡婦)福祉資金貸付申請書」を「(母

子・父子・寡婦)福祉資金貸付申請書」に改め、同項口中「(母子・寡婦)福祉資金団体貸付申請書」を「(母子・父子・寡婦)福祉資金団体貸付申請書」に改め、同項ハ中「母子寡婦福祉資金借用書(個人用)」を「母子父子寡婦福祉資金借用書(個人用)」に、「母子寡婦福祉資金借用書(団体用)」を「母子父子寡婦福祉資金借用書(団体用)」に改める。

(福岡県財務規則の一部改正)

6 福岡県財務規則の一部を次のように改正する。

別表三現金出納員の欄中「母子寡婦福祉資金」を「母子父子寡婦福祉資金」に改める。

福岡県公告式条例(昭和二十五年福岡県条例第四十六号)第四条第二項において準用する同条例第二条第二項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

福岡県訓令第十六号

本 庁

出先機関

福岡県公印規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十六年九月三十日

福岡県知事 小川 洋

福岡県公印規程の一部を改正する訓令

福岡県公印規程(昭和四十年四月福岡県訓令第八号)の一部を次のように改正する。

別表第一の十七の三の項及び十七の四の項中「母子及び寡婦福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に改め、「第十三条」の下に、「第三十一条の六」を加え、「母子寡婦福祉資金貸付決定通知書」を「母子父子寡婦福祉資金貸付決定通知書」に改める。

附則

この訓令は、平成二十六年十月一日から施行する。